

裁判官の分限事件記録符号規程

昭和24年2月1日最高裁判所規程第3号

裁判官の分限事件記録符号規程

裁判官の分限事件記録符号を別表のように定める。

附則

この規程は、昭和二十四年二月一日から施行する。

(別表)

第一審事件 分

抗告事件 分 ク